

# 投信振替システム処理概要Q & A集 (補足説明資料)

平成 17 年 1 月 28 日  
(株)証券保管振替機構

株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)では、実務関係者を交えて投資信託振替制度(以下「振替制度」という。)に係るシステム処理に関する検討を進めてまいりましたが、この度、「投信振替システム システム処理概要(第 1.0 版)(以下「システム処理概要」という。)」を公表いたしました。

このシステム処理概要の補足説明として、これまでの検討過程において議論となった点を Q & A 形式で以下のとおり取りまとめましたので、システム処理概要と併せてご活用いただければ幸いです。

\* この Q & A 集は、システム処理概要の章立て( ~ )に対応しています。

## システムの概要

### (業務関係者)

**Q1** 振替制度では、指定販売会社は全て機構加入者となる必要がありますか。

**A1** 指定販売会社は口座管理機関となることを前提としていますが、必ずしも機構加入者となる必要はありません。機構加入者とならない場合は、間接口座管理機関として振替制度に参加していただくこととなります。なお、機構とのシステム接続が必要となるのは直接口座管理機関です。

### (処理目標データ量 - 抹消(解約))

**Q2** 設定と解約の件数は同程度と思われませんが、処理目標データ量をみると新規記録に比べ抹消(解約)のデータ量が多いのは何故ですか。

**A2** 抹消(解約)については、投資家からの換金申込みに対し、解約請求による顧客分の解約として処理するケース、買取請求により指定販売会社が投資家から受益権を買い取った後、指定販売会社の自己分として解約するケース、の 2 つのケースが想定されます。

したがって、同じ指定販売会社分であっても、振替口座簿上、顧客口と自己口に分けて抹消(解約)処理が行われることから、処理目標データ量については、新規記録よりも抹消(解約)の方を多く見積もっています。

### (処理目標データ量 - 振替)

**Q3** 一般の投信では投資家からの購入や売却の申込みを設定・解約により行うため売買が想定

されず、振替の件数は少ないと思われませんが、振替の処理目標データ量を 7,000 件としているのは何故ですか。

**A3** 現在行われている買取請求が振替制度移行後も行われるという前提で、顧客口から自己口への振替が行われることなどを想定しています。



## 共通事項

### （口座区分の種類 - 課税・非課税区分）

**Q4** 投信では、口座区分に課税・非課税区分を設けていないのは何故ですか。

**A4** 投信振替システム（以下「本システム」という。）では、収益分配金や償還金の計算処理を行わないことから、機構の振替口座簿上、課税・非課税区分の分類は不要と整理し、口座区分に課税・非課税区分を設けていません。ただし、機構加入者が、課税分と非課税分で口座区分を分けて使用することは可能です。

### （口座区分の種類 - 信託口）

**Q5** 投信では、一般債のように信託口を対象資産ごとに分けていないのは何故ですか。

**A5** 一般債では、利用者ニーズから対象資産ごとに口座区分を分けているものの、投信では、同様のニーズが想定されないことから、対象資産ごとに明確な区分を設けていません。

ただし、設定可能な口座区分の範囲内であれば、機構加入者が、対象資産ごとに口座区分を分けて使用することは可能です。

### （銘柄コード）

**Q6** 振替制度では銘柄を特定するコードとして ISIN コードが採用されるようですが、現在の実務では、販売会社、受託会社ともに委託会社が付番したファンドコードによるシステム処理を行っています。振替制度移行後もファンドコードを継続して活用する方法はありますか。

**A6** 振替制度では、銘柄を特定するコードとして国際証券コード体系（IS06166）に準拠する ISIN コードを採用し、機構との送受信データには ISIN コードの設定が必須となります。

振替制度移行後もファンドコードを利用したい場合は、各制度参加者が申請データ項目として予定している「メッセージ」欄にファンドコードを設定することにより、引き続きファンドコードを活用したシステム処理が可能と思われますが、具体的な設定方法については、関係者間での調整が必要と思われます。

### （発行者コード）

**Q7** 発行者コードはどのような時に設定しますか。

**A7** 発行者が新規記録及び抹消（解約）に係る申請データを入力する際、申請データに設定していただきます。

### （受託会社コード）

**Q8** 受託会社コードはどのような時に設定しますか。

**A8** 発行者が銘柄情報登録を行う際、登録データに設定していただきます。

### （指定販売会社コード）

**Q9** 同一指定販売会社であっても、確定拠出年金（DC）分を別データ管理するため、指定販売

会社コードを使い分けるケースがあると聞きますが、振替制度ではどのような対応を行えばよいのですか。

**A9** 本システムでは、指定販売会社コードは5桁固定コードであり、用途によりコードを使い分けることは想定していません。

同一指定販売会社での DC 管理については、 機構加入者口座を DC 管理分と他の管理分に分けて管理を行う、 申請データ項目に予定している「メッセージ」欄の利用により DC 管理分である旨を明示する、などの対応が考えられます。

#### (計算会社コード - 定義)

**Q10** 計算会社コードとは、計算会社が使用するコードと考えてよいですか。

**A10** 計算会社コードとは、口座ファイル伝送方式( 1)によりファイルの送受信を行う利用者が使用するコードです。制度参加者が計算会社を利用し接続するケースもありますが、発行者、機構加入者、受託会社がそれぞれ自社システムとの接続を行うケースも想定しています。後者の場合であっても、便宜上使用するコードを計算会社コードと称しています。

1 「 3 . ( 2 ) 利用条件」を参照。

#### (計算会社コード - 適用範囲)

**Q11** 現在、株式や CB で計算会社コードを使用していますが、投信でも変更無しに使用可能ですか。

**A11** 既存の計算会社コードをそのまま使用することが可能です。また、株式や CB の計算会社コードとは別に投信用の計算会社コードを使用することも可能です。

#### (リファレンス番号)

**Q12** リファレンス番号には、投信リファレンス番号と送信者リファレンス番号の 2 つがありますが、どのように使い分けるのですか。

**A12** 投信リファレンス番号は本システムにおいて付番するものであり、送信者リファレンス番号は利用者が付番するものです。どちらも申請データの取消の際などにキー項目として使用することを予定していますが、利用者の判断により選択可能です。なお、前者は、DVP 決済時に決済番号としても使用します。

#### (個別元本参照コード)

**Q13** 個別元本参照コードは誰が付番するのですか。

**A13** 個別元本参照コードは、指定販売会社以外の機構加入者に振替が行われる直前に顧客元帳等を管理していた指定販売会社が付番し、指定販売会社コード(5桁)+識別コード(5桁)のコード体系( 2)を予定しています。

2 「 2 . ( 1 1 ) 個別元本参照コード」を参照。

**（銘柄名）**

**Q14** 銘柄名に一部の記号は使用可能とあるが、「( )」や「・」は使用可能ですか。

**A14** 使用可能な記号については、8 月末に開示予定の外部接続仕様書に記載する方向で考えています。

**（募集区分）**

**Q15** 募集区分は銘柄略称に含めて表示するのですか。

**A15** 募集区分の表示方法については、銘柄略称の中に含めて表示するのか、あるいは銘柄略称とは別に表示するかは今後検討を行う予定です。



## 業務処理の概要

### (銘柄情報登録)

**Q16** 公募と私募で銘柄情報登録の期限(公募:募集開始日の前々営業日、私募:当初設定日の前々営業日)を分けた理由は何ですか。

**A16** 私募投信では「募集」の概念がなく、また申込み(勧誘)期間がない銘柄もあるため、当初設定日の前々営業日としています。

### (銘柄情報変更)

**Q17** 繰上償還、償還延長などを行う場合はどのような対応が必要ですか。

**A17** 発行者は、銘柄情報変更(3)により償還日を変更する必要があります。

3 「1.(1)a.(c)銘柄情報変更(公募・銘柄情報登録後)」又は「(d)銘柄情報変更(私募・銘柄情報登録後)」を参照。

### (新規記録 - 先日付申請の対応)

**Q18** 投信では、新規記録に係る先日付申請(申請日の翌営業日以降を決済日とする申請)に対応していないのは何故ですか。

**A18** 実務関係者を交えて協議した結果、現状のマーケットルールでは、委託会社から受託会社への設定口数の連絡日(=申請日)、信託設定日及び資金決済日を同一日としていることから、新規記録に係る先日付申請は不要と整理しました。

### (抹消(解約) - キューイング機能の対応)

**Q19** 抹消(解約)処理に他商品で導入されているキューイング機能(4)は必要ないのですか。

**A19** 実務関係者を交えて協議した結果、振替口座簿上の残高がない状況で抹消(解約)申請が行われることは想定されないとの結論から、キューイング機能は不要と整理しました。

4 キューイング機能とは、振替システムにおいて、残高不足等の要因で振替処理又は抹消処理を実行できない場合、当該申請をエラーとせず申請を待受け状態とする機能をいいます。

### (抹消(解約) - 残高チェックのタイミング)

**Q20** 抹消(解約)の先日付申請に係る残高チェックのタイミングを申請時点としないのは何故ですか。

**A20** 買取請求により指定販売会社が投資家から受益権を買い取った後、指定販売会社の自己分として解約するケースを想定すると、発行者から抹消(解約)申請が機構へ行われるとともに、機構加入者より顧客口から自己口への振替申請が機構へ行われます。

申請者が異なることから、先に抹消(解約)申請が行われるケースを考える必要があり、振替口座簿上自己口に残高がない場合、申請時点で残高チェックを行えば残高不足となって

しまいます。これを回避するため、抹消（解約）の先日付申請の場合、残高チェックのタイミングを申請時点ではなく決済日前日の夜間バッチ処理としています。

#### （抹消（解約） - 機構への申請方法）

**Q21** 解約請求による抹消（解約）と買取請求による抹消（解約）では、機構への申請はどのように異なりますか。

**A21** 指定販売会社が機構加入者である場合を前提とすると、解約請求による抹消（解約）を行うときは、発行者から顧客口での抹消（解約）申請を行っていただきます。

一方、買取請求による抹消（解約）を行う場合は、指定販売会社が投資家から受益権を買い取った後、指定販売会社の自己分として解約することが一般的と思われるので、その場合には機構加入者である指定販売会社が顧客口から自己口への振替申請を行なうと同時に、発行者を通じて自己口での抹消（解約）申請を行っていただく手順が想定されます。

#### （新規記録、抹消（解約））

**Q22** 現在、委託会社、受託会社間において、決済照合システム Ph3 の設定・解約口数データを利用し設定・解約口数の連絡業務を行っていますが、振替制度移行後も当該データを継続して利用することが可能ですか。

**A22** 機構では、発行者が振替制度用の新規記録及び抹消（解約）に係る申請と決済照合システム Ph3 の設定・解約口数データ連絡を二重に行うことによる事務負担を軽減するため、両者のデータ統合が可能かどうか今後検討する予定です。

なお、データ項目やタイミングに共通点・類似点が多いと思われるのは以下の通知です

・新規記録	発行口記録情報通知（DVP 決済の場合は発行口記録情報・決済番号通知）
・抹消（解約・先日付申請）	解約口記録予定通知
・抹消（解約・当日申請）	解約口記録情報通知（DVP 決済の場合は解約口記録情報・決済番号通知）

#### （新規記録、抹消（解約） - 申請データの送受信イメージ）

**Q23** 現在、決済照合システム Ph3 における設定・解約口数データは、ファイル単位の一括データとして送受信が行われていますが、振替制度移行後、発行者、受託会社におけるデータの送受信はどのようになりますか。

**A23** 発行者は概ね照合ファイル伝送方式を利用し申請データを送信することが想定されますので、本システムへはファイル単位の一括データが送信されるものと考えています。

一方、受託会社は概ねオンラインリアルタイム方式を利用することが想定されますので、一定時間内に連続送信される電文単位の通知データを受信するイメージとなります。

#### (新規記録、抹消(解約) - 申請日)

**Q24** 新規記録及び抹消(解約)の申請日は、決済照合システム Ph3 における設定・解約口数データと同様の日程と考えてよいですか。

**A24** その通りです。現行業務を踏まえ、通常は約定日(基準価額適用日)の翌営業日(T+1)を想定しています。

#### (新規記録、抹消(解約) - DVP 決済時の非承認)

**Q25** DVP 決済時、申請データに不備があり、機構加入者が当該申請を非承認とする場合、どのような手続きを行えばよいのですか。

**A25** 実務関係者を交えて協議した結果、機構システム外にて、指定販売会社から発行者に対し非承認とする旨の連絡を行い、発行者は申請取消を入力することにより、申請データの取消処理を行うことと整理しました(5)。

5 「1.(2)b.(e)新規記録(DVP 決済・照合前の取消)」又は「(g)抹消(解約・DVP 決済・照合前の取消)」を参照。

#### (新規記録、抹消(解約) - 日銀ネットの電文名称)

**Q26** DVP 決済時の日銀ネットの電文名称をみると、「入金依頼(振替社債等)」など電文名称に「振替社債等」が付いているのは何故ですか。

**A26** 日銀ネットにおける処理については、一般債・短期社債振替システムと同一の処理を予定しています。したがって、入出力電文についても同様のデータフォーマットであることが明らかとなるよう、同システムで使用した電文名称と同じ名称を使用しています。

#### (新規記録、抹消(解約) - 再信託受託会社の取扱い)

**Q27** 再信託を行っている場合、処理フローにおける受託会社は、再信託により実務を行っている信託銀行を指すという理解でよいですか。

**A27** ご理解のとおりです。再信託が行われている場合、実際のデータの送信先は原受託会社ではなく再信託受託会社となります。

#### (振替 - 先日付申請)

**Q28** 振替の先日付申請は、何日前から入力可能ですか。

**A28** システム上特に制限を設けていません。

#### (振替 - キューイング機能の対応)

**Q29** 振替処理に他商品で導入されているキューイング機能は必要ないのですか。

**A29** **Q19** とも関連しますが、投信において投資家からの購入又は売却の申込みは、新規記録又は抹消(解約)により処理され、他商品のように売買に伴う振替は想定されません。したがって、振替口座簿上の残高がない状況で振替申請が行われることは想定されず、キューイ

ング機能は不要と整理しました。

#### （抹消（償還））

**Q30** 現行制度では解約申込みを償還日前営業日まで受け付けることが可能であり、償還日翌営業日を決済日とする抹消（解約）申請も想定されます。この場合、機構システム上どのような処理になりますか。

**A30** 償還日の夜間バッチ処理において、まず、償還日翌営業日を決済日とする抹消（解約）申請についての解約口記録を行ったうえで、残りの振替口座簿の残高すべてについて、償還口記録を行うこととなります。

#### （取消 - T+2以降の取消）

**Q31** 抹消（解約）に係る申請日翌営業日（T+2）以降の取消が可能となっておりますが、申請日（T+1）に解約口数が確定するため、実務上はありえないと考えています。T+2以降の取消とは、具体的にどのようなケースを想定していますか。

**A31** 通常、T+2以降の取消はないものと考えていますが、機構加入者口座（自己口と顧客口の相違など）や決済日（「T+3」を「T+2」で申請など）の入力ミスなどを想定しています。このようなケースでは、決済を行うことが困難となることから、T+2以降にこれらの入力ミスが判明した場合は、T+2以降の取消を行う必要があると考えています。

ただし、このようなケースは非常に稀であり、実務上T+2以降の取消が事前連絡もなく一方的に行われると、受託会社などへの影響が懸念されますので、T+2以降の取消を行う場合は、事前連絡により関係者が合意のうえ行われることが望ましいと考えられます。

#### （取消 - 訂正機能の対応）

**Q32** 申請データに対する訂正機能を設けていない理由は何ですか。

**A32** 本システムの開発方針には、機構及び利用者システムの開発コストの抑制を掲げています。実務関係者を交えて協議した結果、訂正機能を設けることにより、振替システムの処理が複雑化するだけでなく、訂正処理の方法として、訂正機能を使う方法、申請データを一旦取り消した後、訂正内容を反映した申請データを再入力する方法、の2通りの開発が必要となり、利用者システムの開発負担が増加すると判断した結果、訂正機能を設けないことと整理しました。

#### （販社外振替 - 構築理由）

**Q33** 販社外振替情報管理機能を構築するのは何故ですか。

**A33** 受益権が指定販売会社（以下「販社」という。）から指定販売会社以外の機構加入者（以下「販社外」という。）に振り替られた場合、原則、販社は当該受益権に係る顧客管理を行いません。（ただし、販社と販社外双方の契約により、販社が継続的に顧客管理を行う場合もあります。）

一方、このようなケースでの収益分配金及び償還金の支払いは、現行と同様、最初に委託

会社と販社との契約に基づいて委託会社から販社への支払いが行われ、最終的には当該販社から販社外を通じて受益者に支払われることとなります。

したがって、当該支払いを行う場合には、販社と販社外双方の振替に係る情報連携が必須となりますが、これを確実にかつ効率的に行うためのツールとして、当機能を提供することとなりました( 6)。

6 詳細は、「 1.(3) 販社外振替情報管理に係る処理」を参照。

#### (販社外振替 - 個別元本情報の管理)

**Q34** 個別元本情報はどこで管理しますか。

**A34** 本システムでは個別元本情報を管理しません。指定販売会社である機構加入者が顧客元帳等を管理する場合は、指定販売会社において個別元本情報を管理し、指定販売会社が顧客元帳等を管理しない場合(指定販売会社以外の機構加入者へ受益権が振り替えられ、機構関与方式により管理する場合は、原則として投資信託協会の『出庫受益証券管理システム』において個別元本情報を管理します。

#### (販社外振替 - CPU 接続の対応)

**Q35** 「 1.(3) e. 販社から販社外への振替」の一番下の備考に「販社外振替情報管理機能からの全ての通知に関するインターフェースは Web 接続のみとする。」という記述がありますが、CPU 接続ではデータの取得ができないということでしょうか。

**A35** CPU 接続を実施する場合、利用者システムの対応が必要となり、対応コストが嵩むと考えられます。販社外振替情報管理機能で想定されるデータ件数は少ないと想定されることから、実務関係者を交えて協議した結果、Web 端末(CSV ファイルダウンロード機能を含む)で十分業務処理が可能であり、CPU 接続を対象外と整理しました。

#### (残高確認 - 発行者への提供)

**Q36** 発行者に残高確認データを提供するのは何故ですか。

**A36** 投信では、他商品と異なり、新規記録及び抹消(解約)が日々行われるため、銘柄によっては、毎営業日に総発行口数の増減が発生します。機構が総発行口数データを発行者に提供することにより、発行者が管理する総発行口数データとの照合を行っていただくことを想定しています。

#### (残高確認 - 申請中の口数の提供)

**Q37** 残高確認データ項目の中で、申請中の口数を考慮した総発行口数「A - B」( 7)や口座残高「A - B - C + D」( 8)を提供するのは何故ですか。

**A37** 投信計理ベースでは、申請日(T + 1)に設定・解約口数が確定します。

一方、機構の振替口座簿上、新規記録や抹消(解約)に係る当日申請は口座残高に反映されていますが、抹消(解約)に係る先日付申請は、申請日時点では未決済のため口座残高に反映されていません。

したがって、投信計理ベースの残高と機構の振替口座簿における残高とは不一致が生じますので、委託会社等における照合を可能とするため、口座残高に加え申請中の口数を考慮した残高を提供する必要があります。

7 「 2.(5)b.(a) 発行者」を参照。

8 「 2.(5)b.(b) 直接口座管理機関」を参照。

#### (システム運用スケジュール - 銘柄情報登録)

**Q38** 銘柄情報登録の入力時限を 15 時とするのは何故ですか。

**A38** 機構は、当日中に申請を受けた銘柄に係る ISIN コード申請を一括して証券コード協議会に行います。証券コード協議会では、付番チェック等の作業を行いますので、銘柄情報登録通知を当日中に関係者に配信するためには、銘柄情報登録に係る入力時限を設ける必要があります。証券コード協議会と協議した結果、当該入力時限を 15 時としました。

#### (システム運用スケジュール - 受付時間の延長)

**Q39** システム運用時間において申請データ受付は 17 時までとなっていますが、不測の事態が発生した場合に受付時間を延長することは可能ですか。

**A39** 申請データの受付時限を延長することにより、残高確認データの提供が遅れ、他の参加者への影響が生じますので、通常、受付時間の延長は困難と考えます。

ただし、トラブル時の対応として、本システムの障害時に加え、利用者システムの障害時の対応についても今後検討する必要があると考えています。

#### (システム運用スケジュール - 申請時限)

**Q40** システム運用時間をみると、新規記録や抹消(解約)に係る非 DVP の申請時限が 17 時となっており、時限までに申請を行えばよいという認識が関係者間に生じてしまうことを懸念しています。もっと早い時限を設定してもよいと思いますが、いかがでしょうか。

**A40** システム運用時間は、入力ミスやシステム障害などトラブル時を踏まえた時限を設定しているという点についてご理解いただきたいと思います。

もちろん、時限までに申請を行えばよいという認識が関係者に生じることにより、実務処理が遅れることはあってはならないと思います。そこで、実務上の申請時限を設定(関係者間の協議によりルール化)し、当該時限を意識した実務処理を行うことが肝要であると考えます。

## 提供インターフェースと入出力データ

### (CPU 接続、Web 接続 - 機能比較)

**Q41** 具体的なインターフェースの検討を行うため、コスト面などを具体的に提示してください。

**A41** 本Q & A集の最後に「インターフェース別機能比較」を掲載しましたので、ご参照ください。

### (CPU 接続、Web 接続 - インターフェース方式)

**Q42** 現在、機構との接続で利用しているインターフェースはそのまま利用可能ですか。

**A42** 現在、利用している Web 端末、オンラインリアルタイム方式(第3ソケットのみ)、照合ファイル伝送方式、口座ファイル伝送方式をそのまま利用可能です。

### (計算会社、代行会社 - 利用者及び目的)

**Q43** 計算会社、代行会社の仕組みを具体的に誰がどのように使うのか教えてください。

**A43** 機構と直接データのやり取りを行う発行者、機構加入者、受託会社(再信託受託会社を含む)が当該仕組みを利用可能であり、第三者への業務委託を念頭に置いた仕組みです。なお、当該仕組みを利用するか否かは制度参加者自らが判断を行うべきものと考えています。

### (代行会社 - 参加要件)

**Q44** 代行会社になるための参加要件はありますか。

**A44** Web 端末を設置し、機構と回線を接続できることが参加要件となります。また、事前に本システムに代行会社として接続するための届出が必要です。なお、機構加入者など制度参加者が代行会社となることも可能です。

### (代行会社 - 届出)

**Q45** 委託元制度参加者が一般債業務及び投信業務を代行会社に委託する場合、既に一般債業務で代行会社に係る届出を行っていれば、投信業務に係る届出は不要ですか。

**A45** 商品ごとに申請が必要なため、投信業務を代行会社に委託する場合は、改めて届出を行っていただく必要があります。

### (問合せの種類と問合せ手段)

**Q46** 受託会社にのみ提供される「振替口座簿記録済通知照会」とは、どのような情報なのでしょうか。

**A46** 受託会社の実務関係者を交えて協議した結果、振替口座簿への記録の都度申請単位に通知データを受信する必要がないことから、当日中に発生した通知データを1ファイルとしてまとめたものを提供する予定です。

## 開発スケジュール

### （開発スケジュール - 外部テスト）

**Q47** Web 接続及び CPU 接続についてそれぞれテスト期間が必要と思いますが、開発スケジュール上は考慮していますか。

**A47** システム開発スケジュールの中に、主に疎通確認を行う接続テストに加え、実際の業務処理を想定したテストを行う総合テストを設けています。また、Web 端末に係る端末操作訓練についても必要に応じて行うことを考えています。

### （開発スケジュール - 検討の進め方）

**Q48** 外部接続仕様書作成にあたって、どのように詳細仕様の検討を進めますか。

**A48** 今後も継続的に販売会社、委託会社、受託会社の実務担当者を交えて検討を行うとともに、必要に応じて公販ネットなど投信システム関係者と意見交換を行っていきたいと考えています。

(インターフェース別機能比較)

接続形態	機能	メリット	デメリット	コスト
Web接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>画面からの入出力</li> <li>CSVファイルのアップロード、ダウンロード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての業務で利用可能</li> <li>導入コストがCPU接続に比べ安価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CSVファイル機能を利用することにより、比較的少量のデータにも対応可能であるが、大量データの処理には不適。</li> <li>人手を介して行う必要があり、STP化が実現できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPU接続に比べ安価。</li> <li>汎用PC、TA又はルータを用意し、ISDN回線を契約すれば利用可(導入コストは数十万円程度)。</li> </ul>
CPU接続	オンラインリアルタイム方式(第3ソケット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>STP化が可能。</li> <li>データの送受信をリアルタイムに処理可能なため、業務効率の向上が図られる。</li> <li>利用者システムに直接データを取り込むことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算会社を利用した場合であっても、Web接続に比べ導入コストがかかるものと推測される。</li> <li>夜間バッチ処理結果の受信には、口座ファイル伝送の対応が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社対応を行う場合は、相当程度の導入コストが発生。</li> <li>計算会社を共同利用する場合は、自社対応より安価で対応可能。</li> </ul>
	照合ファイル伝送方式 発行者のみ提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者からファイル送信を行うとともに、機構が作成した通知データ等をファイル形式で受信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての業務で利用可能</li> <li>STP化が可能。</li> <li>利用者システムに直接データを取り込むことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算会社を利用した場合であっても、Web接続に比べ導入コストがかかるものと推測される。</li> <li>機構側のファイル作成処理が15分間隔である。</li> </ul>
	口座ファイル伝送方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者からファイルを送信する。</li> <li>利用者から取得要求を行うことにより、ファイルを受信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>STP化が可能。</li> <li>夜間バッチ処理結果など大量データを一括取得するのに最適。</li> <li>利用者システムに直接データを取り込むことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計算会社を利用した場合であっても、Web接続に比べ導入コストがかかるものと推測される。</li> <li>日中発生するデータの処理には、オンラインリアルタイム方式の対応が必要。</li> </ul>

以上